平成２３年（フ）第２８号
新潟市東区山木戸５丁目22番９号　ファミール山木戸101号、前住所新潟市中央区網川原２丁目６番４号　リベールＩＴＡＩ２－３
債務者　白野　義直
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
京都府亀岡市下矢田町２丁目33番２号
債務者　藤本　千草（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第７号
京都府福知山市字新庄444番地の１
債務者　泉　　忠行
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
和歌山県日高郡日高川町大字三佐327番地
債務者　小田　　治
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第３８号
和歌山県日高郡日高川町大字三佐327番地
債務者　小田　千寿
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第１６１号
札幌市厚別区厚別中央４条６丁目１番10―401号、申立時の住所北海道岩見沢市幌向北２条５丁目113番地
債務者　白野　幸二
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第３５号
盛岡市北松園３丁目24番６号
債務者　舟生　芳雄
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３６号
盛岡市北松園３丁目24番５号
債務者　舟生　京子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５３号
岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第13地割10番地　第一民部田住宅602号
債務者　若子内みどり
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５９号
岩手県紫波郡紫波町彦部字機織58番地
債務者　佐藤惠利子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６３号
岩手県陸前高田市高田町字館の沖63番地　桜アパート１号
債務者　松田久美子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６７号
盛岡市境田町６番18号　ルミナスナナ202号、旧住所盛岡市津志田南３丁目５番33号　真珠荘３号
債務者　吉田　一馬
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７３号
神奈川県小田原市栢山593番地の５　メゾン・リヴィエール102
債務者　小澤むつみ
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１９号
相模原市中央区中央５丁目11番５号　相模原セントラルハイツ101
債務者　成岡　智章
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４９号
愛知県犬山市大字犬山字愛宕８番地１　ＡＴＡＧＯ７―201
債務者　亀谷　恵美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２２０６号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地20―504
債務者　谷口　亜紀
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４４号
京都府木津川市山城町平尾腰越５番地16
債務者　石黒　加子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係